



平成18年3月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成17年(行ウ)第1号 禁止命令取消請求事件

(口頭弁論終結日 平成17年12月20日)

判 決

茨城県那珂郡東海村村松4番地49

| | |
|---------------|-------------|
| 原 告 | 独 立 行 政 法 人 |
| | 日本原子力研究開発機構 |
| 同 代 表 者 理 事 長 | 殿 塚 猷 一 |
| 原告訴訟代理人弁護士 | 溝 呂 木 商 太 郎 |
| 同 | 田 野 壽 |
| 同 | 妹 尾 直 人 |
| 原告指定代理人 | 佐 藤 隆 博 |

鳥取県倉吉市東蔵城町2番地

| | |
|------------|-----------------------|
| 被 告 | 鳥 取 県 中 部 総 合 事 務 所 長 |
| | 山 本 光 範 |
| 被告訴訟代理人弁護士 | 寺 垣 琢 生 |
| 同 | 大 田 原 俊 輔 |
| 同 | 杉 山 尊 生 |
| 被告指定代理人 | 亀 井 一 賀 |
| 同 | 池 内 富 久 |
| 同 | 野 間 口 憲 昭 |
| 同 | 磯 江 俊 二 |
| 同 | 神 波 健 |

主 文

- 1 被告が原告に対し平成17年2月15日付けでした鳥取県立自然公園
条例13条2項に基づく禁止命令(第200400006666号)を

取り消す。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、ウラン鉱採掘により発生した捨石等（いわゆるウラン残土）について、被告が原告に対し、鳥取県立自然公園条例13条2項に基づき、鳥取県東伯郡湯梨浜町川上地区内への搬入を禁止する命令を出したため、原告が、上記命令は違法であるとして、その取消しを請求する事案である。
- 2 前提事実（当事者に争いのない事実及び後掲証拠等により容易に認められる事実）

(1) 当事者

原告は、独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成16年12月3日法律第155号）に基づき設立された独立行政法人である。

被告は、鳥取県知事から、鳥取県事務処理権限規則（平成8年4月1日鳥取県規則第32号）6条別表第355の規定に基づき、鳥取県立自然公園条例（昭和38年3月30日鳥取県条例第2号。以下「本件条例」という。）13条2項に基づく禁止命令処分の決裁権限の委任を受けている者である。

(2) 本件条例には、次の規定がある。

「第1条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって県民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。

第13条 県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする

原告は、被告が本件禁止命令を出した平成17年2月15日当時、本件土地のボーリング調査を終了し、また、本件条例上の届出をしないで、すぐにでも本件フレコンバッグ詰め残土を本件土地に移設する予定であった。もし、意見陳述のための手続を行えば、その期間中に当該行為に着手するおそれがあり、緊急性があった。

よって、弁明の機会を与えなかったことが違法となるものではない。

第4 当裁判所の判断

1. 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる（前提となる事実を含む。）。

- (1) 本件ウラン残土が社会問題化した経緯

原子燃料公社（当時）は、昭和33年ないし36年ころ、鳥取県東伯郡湯梨浜町（当時は、東郷町）において、ウラン鉱の試験採掘を行い、坑道の掘削や鉱石の採掘等により生じた捨石（いわゆるウラン残土）を湯梨浜町方面区などの捨石堆積場に堆積した。その余の残土は、このように露天で堆積されたままとなっている捨石の一部である。

ウラン残土については、昭和63年ころ、岡山県の捨石堆積場で高レベルの放射線が検出されたとの新聞報道を契機として、その管理体制の不備が社会問題となった。

原告と方面区は、平成2年8月31日、ウラン残土に関する撤去協定を締結した。

動力炉・核燃料開発事業団（当時）は、平成5年ないし平成6年ころ、方面区内の旧貯鉱場に置かれていたウラン鉱石を含有する捨石について、これを撤去することを前提としてフレコンバッグに詰め、方面区内の捨石堆積場に据え置いた（本件フレコンバッグ詰め残土）。

- (2) 本件確定判決及び間接強制決定

原告は、平成14年6月25日、鳥取地方裁判所において、本件ウラン

残土を撤去せよとの判決を受け、同判決は、平成16年10月14日に確定した（本件確定判決）。

方面区は、同年11月1日、同裁判所に、本件確定判決を債務名義とする代替執行及び間接強制を申し立てた。

同裁判所は、同年12月8日、このうち代替執行の申立てを却下し、間接強制の申立てについては、本件フレコンバッグ詰め残土につき撤去期限を平成17年3月10日、強制金を1日当たり75万円とし、また、その余の残土につき撤去期限を平成18年5月31日、強制金を1日当たり5万円とすることを決定し、この決定は、その後、確定した（甲5、6。以下「本件間接強制決定」という。）。

(3) 本件禁止命令

ア 原告は、本件確定判決を受け、平成16年11月11日、本件ウラン残土を撤去するため、本件土地の地下に斜坑を設け、本件ウラン残土を斜坑内に埋め立て、これにより本件ウラン残土を恒久的に処理する旨を公表し、鳥取県知事に対し、方面捨石堆積場敷地内及び本件土地の形状変更について、本件条例13条1項に基づく届出書を提出した（甲73、乙1）。

湯梨浜町は、同月18日、これを受理せず、原告に対し、口頭及び文書により、捨石撤去及びかん止堤の規模、工事仮設備の内容等を明らかにすることなどの補正を指示した（甲27）。

原告は、同月19日、鳥取県知事に対し、修正を加えた上で、再度、届出書を提出した（甲28）。

湯梨浜町は、同月24日、再びこれを受理せず、原告に対し、口頭及び文書により、地山法面の掘削や整形の方法、程度を明確にすること、該当部分の標準断面図を添付すること、掘削作業に伴う作業区域を明示すること、行為前と行為後の標準断面図、斜坑の構造図を添付すること

などの補正、追加を指示し（甲13、14）、同年12月7日、届出書を返送した（甲29）。

湯梨浜町は、平成17年1月13日、原告に対し、届出を行う際は寸法等を明示した斜坑の構造図を添付するよう再度指示し、同年2月14日までに届出書を提出するよう求めた（甲15）。

原告は、湯梨浜町長に対し、同月7日、届出書の不受理や補正指示等は、本件条例を逸脱し原告の利益を侵害する不当なものであること、不受理や補正指示の法的根拠につき湯梨浜町の回答を要求すること、今後の届出は現地調査の結果を踏まえて設計が終了した後に行う予定であることなどを内容とする文書を送付した（甲16）。

イ 原告は、本件間接強制決定により定められた本件フレコンバッグ詰め残土の撤去期限が間近に迫っていたことから、平成17年2月15日午後1時ころ、鳥取県生活環境部長及び湯梨浜町長に対し、本件フレコンバッグ詰め残土を、同年3月10日までに方面捨石堆積場から撤去して本件土地に搬入し、斜坑設置完了までの間、本件土地に仮置きする旨の計画を伝え、同年2月15日午後3時ころ、報道機関に対しその旨公表した（甲7ないし9）。なお、上記公表された計画では、現地調査の結果を踏まえて同年3月末を目途に詳細設計を実施し、それを受けて本件条例に基づく届出を行うとの予定が示された（甲9）。

被告は、原告に対し、同年2月15日午後4時30分ころ、本件禁止命令を発した。被告は、その際、湯梨浜町長、方面区長、川上区長、「ウラン残土訴訟を支える会」の代表者、報道関係者らと共に、原告事務所である人形峠環境技術センターを訪れ、本件禁止命令の命令書（甲2の1）を交付した。また、被告は鳥取県知事名義の抗議文を（甲20）、湯梨浜町長、方面区長、川上区長及び「ウラン残土訴訟を支える会」の代表者は抗議文ないし声明文（甲21ないし23）をそれぞれ読

み上げた。

ウ 本件禁止命令の理由中には、禁止する行為について、「平成16年1月19日付けで届出（平成16年11月24日付け及び平成17年1月13日付けで湯梨浜町長が補正指示中）のあった」行為を前提とする旨の記載がある。

(4) 本件フレコンバッグ詰め残土の撤去

本件フレコンバッグ詰め残土は、本件間接強制決定により定められた撤去期限経過後も撤去先が定まらず、方面捨石堆積場に置かれたままになっていた。

原告は、平成17年8月、本件フレコンバッグ詰め残土を有価なウラン鉱として取り扱い、採算性を度外視して、アメリカ合衆国に輸送し、製錬することを発表し、そのために、同年9月17日までに、本件フレコンバッグ詰め残土を方面捨石堆積場から撤去した（甲70, 71）。

2 本件禁止命令により禁止されている行為について

本件禁止命令は、原告が「実施しようとする三朝東郷湖県立自然公園普通地域内における土地の形状変更に係る行為のうち、湯梨浜町川上地内への土石の搬入」を禁止したものである（第2・2（前提事実）(5)）。そして、前記1に認定した事実経過及び本件禁止命令の理由を併せ考慮すると、本件禁止命令の具体的内容は、原告に対し、①本件フレコンバッグ詰め残土を本件土地に据え置く行為、②本件土地に斜坑を設置し、斜坑内へ本件ウラン残土を埋め立てる行為をいずれも禁止するものと認められる。

3 争点(1)（本件につき、訴えの利益が認められるか。）について

行政事件訴訟法における処分取消の訴えは、その処分によって違法に自己の権利等の侵害を受けた者がその処分の取消しによって上記法益を回復することを目的とする訴えであり、訴えの利益の有無は、処分の公定力により生じている法的効果を除去することによって回復すべき権利又は法律上の利益

が存在しているか否かにより判断される。

原告は、本件禁止命令により、前記2の行為を直接禁止されており、原告がこれらの行為を行うためには、本件禁止命令の取消しを受け、その公定力により生じている法的効果を除去することが必要であるから、原告には、本件禁止命令の取消しによって回復すべき法律上の利益が存在することが認められる。

この点に関し、被告は、本件ウラン残土の搬入について未だ適法な届出がされていない以上、本件禁止命令が取り消されたとしても、原告が適法に本件ウラン残土を搬入することはできないから、訴えの利益がない旨主張する。しかしながら、原告が前記2の行為を行うためには、これらの行為について届出を要するか否か、あるいは既に有効な届出がされたか否かに関わりなく、本件禁止命令の法的効果が除去されていなければならないのであるから、原告が本件禁止命令の取消しを受けることにより回復すべき法律上の利益を有していることは明らかである。

よって、原告は、本件につき、訴えの利益を有していると認められる。

4 争点(2) (本件禁止命令の違法性) について

(1) 本件フレコンバッグ詰め残土の据置きと、斜坑設置及び本件ウラン残土の埋立てとの一体性

ア 被告は、①本件フレコンバッグ詰め残土の据置きと、②斜坑の設置及び本件ウラン残土の埋立てが一体の行為であるとして、本件禁止命令を発しているのに対し、原告は、これらの行為がそれぞれ別個の行為であり、届出の要否や禁止、制限、措置命令の可否も別個に判断すべきである旨主張している。そこで、この点について検討する。

イ 本件条例は、自然公園の風景を保護するため、「土地の形状を変更する」行為につき届け出なければならず(本件条例13条1項6号)、被告が、その「行為をしようとする者又はした者に対して、…当該行為を

禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる」旨規定している（同条2項）のであるから、ある行為が届出を要する行為及び禁止命令等の対象となる行為として単一か否かは、「土地の形状を変更する」行為として単一か複数かという観点から判断するのが相当である。

本件フレコンバッグ詰め残土の据置きは、本件土地そのものの従来の形状を掘削などによって変更せず、本件フレコンバッグ詰め残土を本件土地の上に置き、その周囲を遮水シートで覆うというものである（甲7）。一方、斜坑設置及び本件ウラン残土の埋立ては、本件土地の地下に長さ約65mの斜坑を掘り、その中に本件ウラン残土を充填した後、コンクリートで閉塞し、地表部分に法面整形及び緑化措置を施すというものであって（甲28, 73）、工事の期間、規模、土地の形状に与える影響が大きく異なっている。

また、これらの行為が行われる時期についても、原告は、本件間接強制決定により定められた撤去期間との関係で、本件フレコンバッグ詰め残土の据置きについては平成17年3月10日までに迅速に行い（甲7ないし9）、斜坑設置及び本件ウラン残土の埋立てについては、現地調査の結果を踏まえた設計が終了した後に届出を行う予定である旨公表していた（甲16）。したがって、それぞれの行為が行われる時期には大きな隔たりがあり、この事実は、本件禁止命令を発令した当時、被告においても認識していたことが認められる。

これらの事情によれば、①本件フレコンバッグ詰め残土の据置きと、②斜坑設置及び本件ウラン残土の埋立てとは、土地の形状を変更する行為として別個のものと認めるのが相当である。

ウ 被告は、本件フレコンバッグ詰め残土の据置きについて、「仮置き」である以上、本件ウラン残土の埋立てと一体の行為である旨主張する。

しかしながら、本件フレコンバッグ詰め残土の据置きは、土地の形状にわずかな変更を生じさせる行為にすぎず、「仮置き」であることが大きな意味を持つとは認め難い。また、本件における行為の個数とは、あくまでも届出や禁止命令等を発する際の判断対象として単一か否かというものであり、「土地の形状を変更する」行為として態様等が大きく異なる以上、本件条例における行為としては別個のものと判断すべきである。

さらに、前記1において認定したとおり、本件フレコンバッグ詰め残土は、本件禁止命令が発令される10年余り以前、ウラン鉱石を含有する捨石が袋詰めされたものである上、本件間接強制決定では、その余の残土と別個に取り扱われ、別個に早期の撤去期限が設けられている。平成17年2月15日の時点において、原告が本件フレコンバッグ詰め残土を本件土地に据え置くこととしたのは、本件間接強制決定によって定められた撤去期限を意識したためであることは明らかであり、原告が本件確定判決による撤去義務を履行するため、まず本件フレコンバッグ詰め残土を撤去する措置を採ろうとしたことには合理性が認められる。

そうすると、平成17年2月15日時点において、原告が、本件間接強制決定によって定められた撤去期限を遵守するため、その余の残土とは別に、本件フレコンバッグ詰め残土のみを本件土地に据え置くことは、独立した意味を有する行為というべきであり、同行為をもって、斜坑設置及び本件ウラン残土の埋立ての単なる準備行為であるとか、本来不可分のものを殊更に細分化して本件条例の規制を免れようとした不当なものであるなどということとはできない。

- (2) 以上を前提に、本件フレコンバッグ詰め残土の据置きを禁止した部分について判断する。

本件条例及び本件規則は、自然公園普通地域内において土地の形状を変

更する行為につき届出義務を課しつつ、土地の形状を変更する行為であっても、面積が200㎡を超えず、かつ、高さが5mを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わない行為については、届出を要しないこととしている（本件除外事由）。

そして、本件フレコンバッグ詰め残土は、551個のフレコンバッグに袋詰めされた約290㎡の捨石であり、これを据え置くことが土地の形状変更に該当するとしても、その量及び据置きの態様（甲8）によれば、同行為は、面積が200㎡を超えず、かつ、高さが5mを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わない行為と認められる。そうすると、本件フレコンバッグ詰め残土を本件土地に据え置く行為は、本件条例13条所定の届出を要する行為ではなく（同条1項、7項）、被告は、同行為に対し、禁止、制限、措置命令をすることはできない（同条2項）。

したがって、本件禁止命令のうち、本件フレコンバッグ詰め残土を本件土地に据え置く行為を禁止した部分は違法である。

(3) 斜坑の設置及び本件ウラン残土の埋立てを禁止した部分について判断する。

ア 斜坑の設置及び本件ウラン残土の埋立てが土地の形状を変更する行為に該当し、原告が同行為を行うためには鳥取県知事に対する届出が必要であること、鳥取県知事は、県立自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、風景を保護するために必要な限度において、禁止、制限、措置の各命令をし得ることは、当事者間に争いがない。

本件禁止命令は、被告が風景を保護するために必要であると認めて行った処分である。かかる処分は、専門的技術的な判断を必要とするため、原則として行政庁の裁量に委ねられているが、行政庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用が認められれば違法となるのであって、その裁量権の逸脱濫用の有無については、命令の対象となった行為が風景に与える影響の

有無・内容，上記行為の実施時期，選択された処分の種類・程度，処分
の手続等諸般の事情を総合して判断すべきである。

イ 斜坑設置及び本件ウラン残土の埋立てが風景に与える影響の有無・内
容

被告は，斜坑設置及び埋立てが本件公園の風景に与える影響として，
切土や盛土による大きな地形変更等を伴い，相当長期にわたって大規模
な工事がされること（本件理由②），工事に伴う道路の使用や付随する
工事等により道路の通行等に多大な支障が生ずること（本件理由③），
本件ウラン残土を搬入することそれ自体が付近住民に「不安感」という
共通認識を与えること（本件理由④，⑤）をあげている。

(ア) 切土や盛土による大きな地形変更等を伴い，相当長期にわたって大
規模な工事がされること（本件理由②）について

本件禁止命令がされた当時の資料である2通の届出書（甲28，7
3）によれば，斜坑設置及び本件ウラン残土の埋立ては，本件土地の
地下に長さ約65m，幅及び高さがそれぞれ約8mの上部半円形状の
斜坑（トンネル）を掘り，その中に本件ウラン残土を充填した後，コ
ンクリートで閉塞し，地表部分に法面整形及び緑化措置を施すという
ものであり，斜坑坑口周辺の土地及び工事に伴う仮設スペース地の土
地につき形状変更が生じ，また，工事に際しては，本件土地付近の川
に仮橋を設置することも計画されており，形状変更の規模は大きいと
いえる。工事予定期間については，平成16年11月19日付け届出
書（甲28）では，許可の日から平成19年7月末までとされている。
そうすると，上記斜坑の設置及びそのための工事の施行等は，本件土
地付近の風景に相当程度の影響を与えるものと認められる。

したがって，斜坑設置等に伴って大きな地形変更等が行われるとの
事実は，風景を保護するための必要性を判断する際に考慮すべき事由

として相当である。

(イ) 工事に伴う道路の使用や付随する工事等により道路の通行等に多大な支障が生ずること（本件理由③）について

被告は、本件土地近隣の鉢伏山山頂への通行及び鉢伏山山頂の展望駐車場等の利用に多大な支障を生じさせ、多くの人々の本件公園の利用を妨げるとする。

しかしながら、上記のような支障が生ずること自体は、本件条例13条2項所定の命令の対象となる「土地の形状を変更すること」に該当せず、また、本件公園の風景に影響を与えるものともいえない。

なお、上記工事の際、工事用の車両や重機が本件公園内の道路を通行することとなり、また、本件土地内への進入のため、本件土地付近の川に仮橋を設けることも予定されているが、工事用車両等の通行が一般的な道路使用の範囲を超えるとの証拠はない。仮橋の架設については、仮設構台の搬入の際に一般車両等の通行に影響を与えることが認められる（弁論の全趣旨）が、そのための道路使用の許否等については、警察署長に対する道路使用許可申請等の行政上の手続において、別途判断されるべき事項である。

したがって、風景を保護するための必要性を判断するに際し、被告が本件理由③を考慮に入れたことは相当でない。

(ウ) 本件ウラン残土を搬入することそれ自体が付近住民に「不安感」という共通認識を与えること（本件理由④、⑤）について

被告は、本件禁止命令の理由において、風景は、必ずしも可視的なものに限定されず、清浄な大気、野鳥の鳴声、人々の固定観念等を含み、また、これを見る人間の感覚や、印象などをも含む旨主張している。

風景とは、辞語的には目の前に広がる眺め、光景のことをいうが、

本件条例は、県内にある優れた自然の風景地の保護及びその利用促進を目的としつつ（本件条例1条）、公園の利用者に対して自然の風景の保護に努めることを要求し、県等に対して自然公園内に生息する動植物の保護、生態系の多様性の確保等の責務を課している（本件条例3条）。これらの規定に照らすと、本件条例は、自然公園の視覚的な眺望のみならず、風景の保護を通じて、最終的には生態系等自然公園内の自然環境そのものの保護をも目的としているといえることができる。したがって、風景を保護する必要性を判断するに際しては、眺望に影響を与える視覚的な側面のみならず、当該行為が生態系等自然環境に与える影響等をも考慮することが許されるというべきである。

しかしながら、ここにおいて考慮されるべきことは、あくまで自然環境に影響を与えることが合理的に推認される事項でなければならず、これを離れた単なる好悪の感情等が含まれないことはいうまでもない。

被告は、本件ウラン残土が本件土地に搬入されることそれ自体によって、公園利用者や地域住民に「不安感」を与える旨主張する。しかし、土地の形状変更による物理的影響ではなく、一定の物を搬入することそれ自体により自然環境に影響を与え、あるいは「不安感」が生ずるといえるのであれば、被告は、その合理的な根拠を示す必要がある。とりわけ、本件ウラン残土は、本件土地に近隣する方面区にもともと存在した天然の土砂なのであるから、なおさらである。

この点につき、被告は、「不安感」が、そもそも具体的にどのような不安を意味するのか、その不安感に合理的な理由があるのか、本件ウラン残土が搬入されることそれ自体により自然環境に対しどのような影響を与えるのかについて何ら具体的な主張立証をしていない。また、本件土地付近には、麻畑第2号捨石堆積場及び麻畑第3号捨石堆積場があり、方面区と同様、昭和35年前後に行われたウラン採鉱に

より生じた捨石が堆積されているが（甲83の1）、被告は、本件ウラン残土がこれらの捨石とどのように異なるのかについても、何ら具体的な主張立証をしていない。他方、鳥取県放射能調査専門家会議は、平成15年度において、方面区及び川上地区のウラン含有率、空間γ線のバックグラウンド値等を測定し、いずれも自然放射能レベルの分布変動の範囲内のものと判断している（甲35ないし37）。

そうすると、本件ウラン残土の搬入そのものによって、自然環境が何らかの影響を受けることを認めるに足りる証拠はなく、被告の主張する「不安感」には、合理的な理由があるとは認め難い。

したがって、風景を保護するための必要性を判断するに際し、被告が本件理由④、⑤を考慮に入れたことは相当でない。

ウ 斜坑設置及び本件ウラン残土の埋立ての実施時期について

前記1(3)に認定したとおり、原告は、平成17年2月7日、届出書の不受理等が不当なものである旨を主張しつつも、斜坑設置及び本件ウラン残土の埋立てに関する届出は現地調査の結果を踏まえて設計が終了した後に行う予定であることなどを内容とする文書を送付した。また、原告は、同月15日、本件フレコンバッグ詰め残土を本件土地に搬入して仮置きする旨の計画を伝えるとともに、報道機関に公表したのであるが、併せて、同年3月末を目途として斜坑設置等の詳細設計を実施するとの計画をも公表し、斜坑設置等の工事については、当面は実施しないとの予定を改めて明示した。

本件条例13条2項は、土地の形状変更等の行為を「しようとする者」又はした者があることを前提として、風景を保護するために必要な処分をすることができる旨を規定しているところ、斜坑設置等の工事に関しては、原告が予定を示していた現地調査の結果を踏まえた設計の完了及び改めて行う届出までに、かなりの期間を要するであろうことが明

らかであった。そうすると、本件禁止命令が発せられた同年2月15日の時点において、斜坑設置等の工事に関しては、原告は、未だ準備段階にあり、工事を実施する状況にはなかったのであるから、土地の形状変更等の行為を「しようとする者」に該当すると認めることは困難というべきである。そのような者に対して発令された本件禁止命令は、必要性について大きな疑問がある。

エ 選択された処分の種類、程度について

本件禁止命令は、原告が計画している斜坑設置及び本件ウラン残土の埋立てそのものを禁止するものであり、本件条例が予定している命令の中で最も強力な処分である。原告は、本件禁止命令により、斜坑設置及び埋立てを行うことを前提とした上で、工事中に遮蔽措置を施したり、工事の規模を縮小したり、期間を短縮するなど、風景に与える影響を小さくするための措置を施す余地がなく、斜坑設置等の行為自体を完全に中止するほかない。

他方、本件条例は、自然公園のうち特別地域内においては、工作物の新築等の行為を許可制としつつ、普通地域内においては、土地の形状変更等の行為を届出制としているのであるから、普通地域内において一定の土地の形状変更等がされることを予想しているというべきであり、また、同条例13条2項は、その風景を保護するために「必要な限度において」処分をすることができる旨規定している。そうすると、行為そのものを禁止する処分は、制限命令又は措置命令によっては風景の保護を全うし得ないなど、止むを得ない例外的な場合に限って発令できるものというべきである。ところが、本件禁止命令については、制限命令又は措置命令によっては風景保護の目的を達成し得ないとの主張立証はなく、必要な限度における処分であったのか疑問というほかない。

オ 処分の手続等について

本件処分の手続については、前記1(3)イに認定したとおりであり、被告は、平成16年11月11日付け及び同月19日付けの2通の届出書を不受理として、種々の補正指示を行った上、平成17年2月15日には、原告が鳥取県生活環境部長らに本件フレコンバッグ詰め残土の仮置き計画を伝えてからわずか3時間ほど後に、原告に対し、本件処理要領(甲45)が定める弁明等の機会を与えることなく本件禁止命令を発令した。

カ 以上の諸事情を総合して、裁量権の逸脱濫用の有無を判断する。

斜坑設置及び本件ウラン残土の埋立てに伴う地形変更等は、本件土地付近の風景に相当程度の影響を与えるものと認められるから、本件理由②において、この事実を風景を保護するための必要性の判断要素として考慮したことは相当である。

しかし、鉢伏山山頂への通行や山頂の展望駐車場等の利用に対する支障(本件理由③)及び「不安感」(本件理由④、⑤)については、これらを上記必要性の判断要素としたことは相当でなく、被告は、考慮すべきでない事項を考慮して判断したものである。また、本件理由②についても、原告は、本件禁止命令の発令当時、斜坑設置等の工事に関しては未だ準備段階にあったにすぎず、発令の必要性について大きな疑問がある。さらに、処分の選択について疑問がある上、処分の手続等も適正なものとはいえない。

被告は、原告が本件フレコンバッグ詰め残土を本件土地内に据え置くことを公表した約3時間後に本件禁止命令を行ったものであり、本件禁止命令の主眼は、本件フレコンバッグ詰め残土の本件土地内への搬入を防止することにあつたと推認される。また、弁明の機会付与の手続を経ることもなく直ちに発令したのは、発令当時、本件フレコンバッグ詰め残土の搬入実施時期が間近に迫っていたためとみられる。しかし、前記

のとおり、本件フレコンバッグ詰め残土の据置きと、斜坑設置及び本件ウラン残土の埋立てとは、土地の形状を変更する行為として別個のものである上、本件フレコンバッグ詰め残土を本件土地に据え置く行為は、本件条例13条所定の届出を要する行為に該当しない。被告は、本件フレコンバッグ詰め残土の搬入防止を主眼としながら、これとは別個のものである斜坑設置等の行為を一体のものとして、本件禁止命令を発令したものであるから、判断の基礎となるべき事実を誤認し、本件条例の解釈を誤ったものというほかない。

これらの事情を総合すると、本件禁止命令のうち斜坑設置及び本件ウラン残土の埋立てを禁止した部分は、裁量権を逸脱したものとして違法と認められる。

(4) 以上によれば、本件禁止命令は、全体として違法であり、取消しを免れない。

5 よって、本訴請求は理由があるからこれを認容することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

鳥取地方裁判所民事部

裁判長 裁判官 古 賀 輝 郎

裁判官 亀 井 宏 寿



裁判官 神 原 浩

目 録

- 1 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字川上字早草 2 6 1 番
- 2 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字川上字早草 2 6 2 番 1
- 3 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字川上字早草 2 6 3 番 3
- 4 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字川上字焼尾 2 5 8 番 6

これは正本である。

平成18年3月24日

(庁名) 鳥取地方裁判所

裁判所書記官 宮 迫 教

